

# 令和3年度 公文書開示状況（令和4年2月決定分）

## 福祉保健局

### 表の見方

#### <決定区分>について

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

#### <（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

#### <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。

- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。

ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

#### <公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R4.1.26	R4.2.7	令和2年〇月〇日付31福保指二第〇号「児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査結果について(通知)」(〇〇)及び令和元年〇月〇日付31福保指二第〇号「児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査結果について(通知)」(〇〇)	5	1														福祉保健局指導監査部指導第二課	
10	R4.2.3	R4.2.7	東京都所管医療法人の平成31(令和元)年度収受～令和3年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部医療安全課	
11	R4.1.13	R4.2.8	歯科診療所台帳及び助産所台帳(多摩府中保健所管内において、令和4年1月13日現在開設している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③診療科目(歯科診療所に限る)、④病床数及び⑤開設年月日に限る。なお、助産所については、出張のみによって業務に従事する助産所を除く。)		1														福祉保健局多摩府中保健所企画調整課	
12	R4.1.13	R4.2.8	診療所台帳(多摩府中保健所管内において、令和4年1月13日現在開設している施設に係る①施設名称、②施設所在地、③診療科目、④病床数及び⑤開設年月日に限る。)			1								1					東京都情報公開条例第7条第6号該当 当該施設は所在地を公表しておらず、施設所在地を開示することで、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉保健局多摩府中保健所企画調整課
13	R4.1.21	R4.2.8	美容所台帳(多摩府中保健所管内の三鷹市、武蔵野市において、令和3年4月1日から同年12月31日までに新規の営業を確認した施設の①名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日。ただし廃業は除く。(上記期間内に該当がある場合に限る。))	1	1														福祉保健局多摩府中保健所企画調整課	
14	R4.1.26	R4.2.8	東京都において「若年層で症状が軽く、重症化リスクの低い新型コロナウイルス感染者について、医療機関を受診しなくても自宅療養の開始を認める仕組みについて検討した際に作成取得した。(1)「若年層で症状が軽く、重症化の低い」感染者であるか否かを判定する基準の分かる一切の文書。(2)かかる仕組みの導入について、東京都において行った検討・意思決定のプロセスのすべてが分かる一切の文書。(3)かかる仕組みの導入および運用について、医師、医師会、医療機関、ならびにその他の医療関係者およびその団体、と東京都が行ったやりとりの日時・場所・手段および内容のすべてが分かる一切の文書。(4)かかる仕組みを実際に導入した場合、感染の有無や症状の程度が客観的に記録されないために、のちに医療保険・生命保険等の保険、もしくは労働災害認定、において疑義が生じることが考えられるところ、かかる保険等の枠組みに関する検討・意思決定プロセスのすべてが分かる一切の文書。(5)かかる仕組みを実行するにあたって、自宅療養中の患者の急変を防ぐ東京都の取り組みおよびその検討・意思決定プロセスのすべてが分かる一切の文書。														1		本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象公文書が存在しないため。	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
15	R4.1.26	R4.2.10	1 新型コロナウイルスとその変異株に関して、純粋化単離分離した記録と存在証明(但し、ゲンタマイシン、アンフォテリシン等の化学薬品による細胞変性が疑われるveroE6細胞培養事例を除く) 2 純粋化された新型コロナウイルスとその変異株が、病原体であることを証明する科学的根拠、論文等															1	本件開示請求内容に係る公文書を東京都では作成及び取得していないため、存在しない。	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部管理課
16	R4.2.7	R4.2.10	「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」を取得された東京都内の薬局の情報(令和4年2月7日時点)(ただし、薬局の名称、所在地、認定日に限る。)	1	1															福祉保健局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課
17	R4.2.3	R4.2.14	生活困窮者自立支援制度予算(H27年度、H28年度)	2	1															福祉保健局総務部計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部署等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
18	R4.1.13	R4.2.14	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和4年1月13日までに開設届を受理した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④開設届出年月日及び開設年月日、⑤診療科目及び⑥施設電話番号に限る。） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和3年10月16日から令和4年1月13日までに休止・廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④開設年月日、⑤診療科目及び⑥休止・廃止届出日及び休止・廃止日に限る。）	1	1													福祉保健局保健政策部 保健政策課	
21	R4.2.8	R4.2.15	東京都所管医療法人の平成30年度収受～令和3年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの 医療法人〇〇の平成29年度～令和元年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1													福祉保健局医療政策部 医療安全課	
23	R4.2.10	R4.2.15	医療法人〇〇（4法人分）の平成30年度～令和2年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	122	1													福祉保健局医療政策部 医療安全課	
24	R4.2.2	R4.2.15	・「将来の高齢者像と社会参加促進策に関する企画立案等業務委託」業務報告書 ・「将来の高齢者像と社会参加促進策に関する企画立案等業務委託」業務報告書（概要版） ・「パーソントリップ調査結果による高齢者の移動実態分析等に係る業務委託」業務報告書	363	1													福祉保健局高齢社会対策部 在宅支援課	
25	R4.2.3	R4.2.15	東京都石神井学園と東京都立川児童相談所において、面会制限の判断の根拠となった、（オミクロン株を拡大させないようとの記載のある）面会規制に係る公文書					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。 福祉保健局少子社会対策部 育成支援課	
26	R4.1.6	R4.2.15	コロナワクチン接種について 都が行っている集団接種を受ける為の手続き、接種できない者はどのような扱いかが判るもの															東京都情報公開条例第6条第1項第2号で規定する「開示請求に係る公文書特定のために必要な事項」の記載に不備があり、開示請求に係る公文書特定することができないと認められたことから、同条第2項に基づき、相当の期間を定めて開示請求者に補正を求めたものの、当該期間内に開示請求者が補正に応じなかったため、開示請求を却下するものである。 福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課	
27	R4.1.19	R4.2.16	診療所及び歯科診療所休止届（南多摩保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月22日から令和4年1月19日までに休止届を受理した施設のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限る。）	1	1													福祉保健局保健政策部 保健政策課	
28	R4.1.19	R4.2.16	診療所台帳及び歯科診療所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月22日から令和4年1月19日までに新規に開設の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月22日から令和4年1月19日までに廃止届及び再開届を受理した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名（法人名等）、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。）	1	1													福祉保健局保健政策部 保健政策課	
29	R4.1.19	R4.2.16	薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月22日から令和4年1月19日までに、新規に開設を許可した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日に限る。） 薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和3年12月22日から令和4年1月19日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設の①施設名称、②施設所在地、③開設者名（法人名等）、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。）	1	1													福祉保健局保健政策部 保健政策課	



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
40	R4. 1. 17	R4. 2. 25	診療所台帳（多摩府中保健所において令和3年12月31日現在、開設の届出を受けている施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤法人所在地（開設者が法人の場合）、⑥開設届出年月日、⑦診療科目、⑧病床数及び⑨管理者名に限る。）	1		1												当該施設は所在地を公表しておらず、施設所在地を開示することで業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、東京都情報公開条例第7条6号に該当し、非開示とする。	福祉保健局保健政策部 保健政策課
41	R4. 1. 17	R4. 2. 25	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び島しょ保健所において令和3年12月1日から同月31日までに、廃止届を受理している施設（保健所が廃止を確認した施設を含む）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地（開設者が法人の場合）、⑥廃止届出日及び⑦許可の別（高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳）に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部 保健政策課
42	R4. 2. 17	R4. 2. 28	医療法人〇〇の令和2年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供する次のもの 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 関係事業者との取引の状況に関する報告書	6	1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
43	R4. 2. 18	R4. 2. 28	医療法人〇〇の定款	4		1						1						対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	福祉保健局医療政策部 医療安全課
44	R4. 2. 22	R4. 2. 28	医療法人〇〇（43法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部 医療安全課
45	R4. 2. 22	R4. 2. 28	医療法人〇〇の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの														1	対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部 医療安全課
46	R4. 2. 18	R4. 2. 28	食品衛生業務報告書（令和3年第1四半期から第3四半期まで、各期末営業所数）		1														福祉保健局健康安全部 食品監視課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものがあります。